広報
# はむら
平成24年1月15日

Main Content

●平成24年度住民税の申告・平成23年分所得税の確定申告など …… 1
●お知らせ …… 5

表紙の写真

## 動物公園で市制施行20周年記念植樹

12月11日㈰に動物公園で市制施行20周年を記念して、桜の植樹を行いました。

当日は、たくさんの子どもたちが参加して、小さな手で6本の苗を植えました。

この日植えた桜は、植え付けをした子どもたちと共に成長して、きれいな花を咲かせてくれることでしょう。

（写真：平成23年12月11日㈰撮影）

# 平成24年度
# 住民税（市民税・都民税）の申告

**平成23年中の収入などを市へ申告するものです**

問合せ　課税課市民税係

**受付期間**　2月1日㈬～3月15日㈭（祝日を除く）

**受付時間**　午前9時～11時、午後1時～3時30分

**受付会場**　市役所4階大会議室A

※土・日曜日は、市役所1階課税課窓口で受け付けます。

## 市民税・都民税の申告をしなければならない方

○給与所得のみの方で、勤務先から市へ給与支払報告書が提出されていない方（勤務先で確認してください）

○事業・不動産・配当・年金・そのほかの所得のあった方で、所得税の確定申告が必要ない方

※国民健康保険および後期高齢者医療制度の加入者は、昨年中の所得がなかった場合でも必ず申告してください。

## 市民税・都民税の申告が必要ない方

○所得税の確定申告をする方（確定申告書を税務署へ提出する方）

## 申告の際に持参するもの

①申告書と印鑑

②給与所得の源泉徴収票や支払者の証明書など、収入の明らかになる資料

③年金を受給している方は、公的年金などの源泉徴収票

④国民年金保険料などの控除証明書

⑤社会保険の領収書（平成23年中に国民健康保険税・後期高齢者医療保険料や健康保険料、厚生年金保険料などを支払ったもの）

⑥生命保険や損害保険の控除証明書、医療費などの領収書など

⑦障害者控除を受ける方は、障害者手帳や愛の手帳など

⑧配偶者特別控除を受ける方は、配偶者の所得が明らかになる資料

⑨事業所得などのある方は、収支決算書や帳簿など

## 郵送による受付け

申告書に該当する事項を記入し、源泉徴収票・事業主の支払証明書・収支明細書などの必要書類を添付し、郵送してください。

※申告書の控えに受付印が必要な方は、宛先（申告する方の住所・氏名）を記入した返信用封筒（切手貼付）を同封してください。

**郵送先**　〒205－8601（所在地記載不要）羽村市課税課市民税係

## ●注　意

国民年金保険料の支払額については、日本年金機構専用コールセンター（☎0570－070－117）または青梅年金事務所（☎0428－30－3410）で照会の手続きをしてください。

## ●お願い

**■申告書は正確に**

申告を円滑に行うことができるよう、正確に記載した申告書を提出してください。

**■申告は3月15日㈭までに！**

**～早めの申告をお願いします～**

3月15日㈭までに申告がない場合、平成24年度の課税決定が遅れたり、必要なときに課税・非課税証明書が発行できなかったりすることがあります。

必ず3月15日㈭までに申告してください。

**■特別徴収を推進しています**

羽村市および西多摩地区の市町村では、納税者の利便性の向上と納税の平等性の確保のため、法律（地方税法・羽村市税賦課徴収条例など）に基づき、特別徴収を推進しています。

所得税を源泉徴収している事業所は、住民税も給与天引きしなければならないと法律で定められています。

従来、個人納付（普通徴収）により納付していた住民税が、給与天引き（特別徴収）に変更となることがありますので、ご了承ください。